

学校法人豊田学園 理事、監事及び評議員の交通費及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人豊田学園の会務の円滑な運営のため、学校法人豊田学園役員等の報酬等の支給規程第6条に基づき、理事、監事及び評議員の職務の遂行に伴う交通費及び旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(交通費及び旅費の支給)

第2条 理事、監事及び評議員に、職務の遂行に伴う交通費及び旅費を支給する。

2 岐阜保健大学内で開催する理事会や評議員会など、職務の遂行に伴う交通費については、一律2千円とする。

3 岐阜保健大学内以外の遠隔地等での職務の遂行に伴う理事、監事及び評議員の旅費については、学校法人豊田学園旅費規程に基づき、学長に準じて支給する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃には、業務執行理事会の議決を必要とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。